

NEWS LETTER

弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

2018.06 Vol. 18

□二次会でのトラブルは会社にも責任あり？忘年会と使用者責任 □未払い残業代の消滅時効が5年に延長？
□スタッフ紹介 □顧問先紹介「三友株式会社様」

Pickup Law News

二次会でのトラブルは会社にも責任あり？忘年会と使用者責任

はじめに

歓迎会シーズンも終わり、次の会社主催の飲み会は暑気払いかな、という時期になりました。

業務ではあまり交流がない人同士でも、お酒を飲みながら話することでコミュニケーションがとれ、職場の人間関係が円滑になることがあります。



しかし、酒癖が悪く、アルコールの影響でトラブルを起こしてしまうような人は残念ながら一定数います。

では、会社主催の飲み会で酔った従業員が他の従業員を殴り飛ばしたら、殴った従業員のみが責任を負うのでしょうか。

あるいは会社も何らかの責任を負うのでしょうか。

今回、東京地裁がこの問題について興味深い判決を下したので、ご紹介したいと思います。

事件の概要

東京・新橋の居酒屋で勤務していた50代の男性が、店長から忘年会に誘われました。

男性はその日は公休日だったため、当初は欠席しようとしたが、店長から「参加しますよね？」と念押しされ、また他の従業員9名も

全員参加すると言われたため、参加することになりました。

忘年会の一次会は深夜からスタート、午前2時半ころから二次会が開催されました。

この二次会の席上で、男性が酔った同僚から仕事ぶりを非難されたため、「めんどくせえ」と言い返したところ、同僚から殴る蹴るの暴行を受け、肋骨骨折の重症を負いました。

後に、同僚は傷害罪で罰金刑となり、被害を受けた男性は退職しています。

男性が同僚と勤務先を訴えたのが本裁判になります。

使用者責任とは

男性が勤務先を訴えた根拠は、民法が定める「使用者責任」です。

この使用者責任は、

- ①被用者（会社従業員）が事業の執行について
- ②第三者に加えた損害を賠償する責任を負う

という規定です。

従業員が仕事でミスをして第三者に損害を与えたなら、会社もその責任を負う、という会社にとっては厳しい規定ですが、その背景には「従業員によって利益を受ける会社は、従業員によって生じた損失も受けるべき」という「報償責任」の考え方があります。

さて、本件では、会社の業務外の忘年会が「事業の執行」の範囲に含まれるかが問題になりました。

裁判所の判断



東京地裁は、

- ①男性が参加を店長から促され、公休日にも関わらず参加したこと
- ②二次会が終電後に始まっていること

などを理由に、本件事件が発生した二次会が「事業の執行」の範囲内だと認定し、会社の責任を認めました。

つまり、二次会への参加が「実質的に」拒むことができなかつたため「事業の執行」の範囲内としたのです。

判決の影響

この判決は飲み会での事件・事故について、会社が責任を負うかという判断基準に大きな示唆を与えています。

すなわち、一見業務外の印象を受ける飲み会であっても、従業員から見て参加せざるを得ない状態で行われているのであれば、そこで生じた損害について責任を負わなければならないというものです。

あくまで「実質」が重要になりますので、「形式的」に参加拒否の自由があったというだけでは足りません。

したがって、会社主催の飲み会であっても、「参加せざるを得ない」状況を作るのは危険性があります。

組織運営上でどうしても全員参加の飲み会が必要な場合は、従業員同士のトラブルが生じないように十分注意を払う必要があるでしょう。



弁護士 櫻井正弘

福岡県久留米市出身。顧問企業様のニーズに応え、法的な危険を防ぎながらその利益を最大限獲得することを弁護士の役目と考え、適切なスピード感を持って経営者の悩みに応えることをモットーとしています。

TOPIC 未払い残業代の消滅時効が5年に延長？ - 会社側が今すぐ取りかかるべき3つのポイント

問題の背景

未払い賃金の時効を延長するべきではないかという議論が、厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会で進められています。



現在、未払い賃金の時効は労働基準法で2年と定められています。

これは、労働者の賃金請求権の時効を1年と定めている民法の短期消滅時効の規定を、労働者保護の観点から修正するための特則です。

ところが、2020年4月1日に施行予定の民法改正により、消滅時効の期間は債権者が権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年とされ、短期消滅時効の規定は削除されることになりました。

もし未払い賃金の消滅時効が5年に延長されると、従業員に残業代を適切に支払っていない企業にとっては大きな影響があると予想されます。

現在でも、元従業員から突然数百万円分の未払い残業代を請求された、あるいは労基署から残業代の未払いについて是正勧告を受けたという企業の担当者様からのご相談は少なくありません。

時効が 5 年に延長されれば、単純に計算して今までの 2.5 倍の未払い残業代を請求される可能性があります。

体力のある大企業ならまだしも、中小企業は会社存続の危機に立たされるおそれすらあるでしょう。

今すぐ取り掛かるべき 3 つの対策

では、会社としてどのような対策をとっておくべきなのでしょうか。

1 つ目は、今のうちに可能な限り残業代を精算しておくことです。

2017 年には、電通、ヤマトホールディングス、エイベックス・グループ・ホールディングスなど各業界の大手が未払い残業代を支払ったことが話題となりました。



未払い残業代を支払うときには、税法上どのような取扱いで処理するべきかという問題がありますので、注意が必要です。

2 つ目は、勤怠管理の方法を見直し、適切な手段の導入を検討することです。

残業代請求が行われたとき、まず問題となるのは実際に勤務した時間の証拠です。

会社が労働時間を適切に把握していなかった場合には、労働者側の主張に従って労働時間が認定されてしまうおそれがあります。

3 つ目は、雇用契約書や就業規則を見直すことです。

未払い残業代を請求されたとき、使用者側から「残業代込みで給与を支払っていた」、「残業は禁止しており、労働者が勝手に残業していた」といった反論がされることがしばしばあります。



しかし、このような主張は、**雇用契約書や就業規則に明記され、適切に運用されていなければ認められません。**

特に、実際の残業の有無にかかわらず毎月決まった金額を支払う固定残業代制は、適法とされるためにいくつかの要件があります。

これらの要件を充たしていないと、固定残業代制が違法とされ、固定残業代分を基本給として計算して未払い残業代が算定されるという、思わぬ「不意打ち」を受ける可能性もあります。

さいごに

すでに述べたように、未払い賃金の時効延長に関する議論は、民法改正によって賃金請求権の短期消滅時効の規定が削除されることをきっかけに始まりました。



しかし、その背景には、サービス残業を減らし、長時間労働の抑制につなげる狙いがあると考えられます。

長時間労働を放置し、残業代を支払わない企業に対する社会の目は年々厳しくなっています。

健全で永続的な企業経営を行うため、専門家のアドバイスのもとで早急に労務管理体制の整備を行うことをお勧めいたします。

スタッフ紹介

はじめまして。

4月にたくみ法律事務所に入所いたしました萩原と申します。

出身は新潟県で、日本海からの強風がビュンビュンと吹き荒れる新潟市で高校卒業まで過ごし、大学進学と同時に上京しました。

東京では弁護士を目指して法科大学院を修了しましたが、志半ばで断念し、新潟にUターンして法律事務所のマーケティング担当者として勤務しました。

そして、今年の3月に福岡に転居してまいりました。

実は、福岡に住むことは私にとって十数年来の夢でした。

もともとは九州に縁もゆかりもないのですが、旅行で福岡に来るたびに街の雰囲気や文化に魅力を感じ、いつかは福岡に、という気持ちが強くなっていました。

30代も半ばに差し掛かり、チャンスは今しかないと一念発起し、えいやっとばかりに福岡行きの直行便に飛び乗りました。

こちらに来て以来、皆様から「よう来んしゃったね！福岡よかろ？」と地元愛たっぷりの歓迎をしていただきました。

おかげさまですっかりその気になってしまい、「このまま福岡に骨をうずめるばい！」と宣言して地元の親戚や友人に呆れられています。

当事務所では、ホームページやニュースレターなど、広報活動を中心に担当いたします。

残念ながらお客様と直接お話ができる機会は少ないのですが、「皆様の問題解決の一助になる」という思いを持って業務に取り組んでいく所存です。

どうぞよろしくお願ひいたします。



行きつけの屋台「花山」です

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）

顧問先紹介三友株式会社様

DATA

事業内容：放送用ビデオ機器・業務用ビデオ機器の販売など
所在地：東京都品川区東五反田1-2-33 白雉子ビル9F(東京本社)
電話：03-6408-1450（代表）
WEB：<http://www.mitomo.co.jp/>

『Design Your Picture』～お客様の未来を描く理想をデザインします



取扱製品や導入事例は
弊社HPをご覧ください



私たち
はこんな事業
をしてい
ます

映像・情報システム
の『システムインテ
グレーター』

三友株式会社は、半
世紀にわたって映像業
界を牽引するリー・ディ
ングカンパニーです。

1953年創業の老
舗企業である当社は、
「映像」のプロフェッ
ショナル集団です。

当社は映像・音響・IT
機器の販売、システム
構築やコンテンツ制作
等「映像」に携わる
事業を展開しています。
多様化するお客様の
ニーズにプロフェッ
ショナル集団の技術力
で附加值の高い最適
なソリューションを提
供し続けています。

「映像」とは、①映像
機器全般の物販事業、②
スタジオやテレビ会議
システムなどの設計施
工事業、③デジタルサイ
ネージなど的情報広告
システム事業、④映像作
品の編集（ポスプロ）
と制作事業です。

SONYやPanasonicの指定特約
店として、また海外製
品輸入など幅広いチャ
ンネルを持ち、取引先
はNHKや民放キー局、
更には官公庁や学校、
病院など多数です。当
社は『匠の三友』と
して、映像・放送全
般のソリューションを
創造し技術力でお客様
の未来をDesignします。

電話やメールで気軽に
相談でき助かります

たくみ法律事務所との顧問契約に
至った経緯はなんですか？

ホームページを見て債権回収案件
の相談をしたことがきっかけです。
迅速な対応をしていただき非常に
助かりました。

案件完了後に顧問契約のご案内を
いただき契約に至りました。

顧問契約締結後、どのような案件
をご依頼いただくことが多いですか？

取引先との契約書の作成に関わる
リーガルチェックの依頼がメインで
す。

顧問契約を締結してみての感想を
教えてください。

電話やメールにて気軽に相談がで
きスピーディーな対応を行つていただ
けるのが非常に助かります。

顧問契約を検討されている企業様
へ、何か一言あればお願ひいたし
ます。

自社内に法務担当がない企業に
とっては法的リスクの検討に多くの
時間を費やすことが予想されます。
顧問契約を行うことで、より本業
のビジネスに集中することが可能で
すので、是非契約をお勧めしたいと
思います。

顧問契約を結ぶことで
ビジネスに集中できる

